

報告第32号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月20日
- 2 損害賠償額 258,480円
- 3 相手方 小田原市南鴨宮三丁目6番8号
株式会社ホームタホールディングス
代表取締役 本田 武士
- 4 事故の概要 令和5年7月15日午前8時30分頃、相手方車両が市内上曾我2916番付近の農道を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、右前輪のホイール及びタイヤを破損した。